

令和元年9月定例県議会（本会議）における答弁要旨

（質問日：令和元年9月30日）

（代表・一般）

部（局・庁）・課（室）名

環境生活部 廃棄物指導課

質問者 千葉民 竹内 圭司 議員

質問要旨	答弁要旨	答弁者
5. 君津環境整備センター最終処分場について (1) 第1期処分場保有水漏出事故の原因究明と対策が7年以上経過した現在も完了していないが、これまでの指導状況及び今後の対応はどうか。	<p>1 県はこれまで、事業者に対し、保有水漏洩の原因調査と対策の実施、改善までの間の廃棄物搬入停止などを勧告しています。</p> <p>2 事業者が、揚水井戸や排水管の設置など、保有水の水位を下げるための対策を段階的に行った結果、現在、処分場からの漏洩は止まっていることを、県においても定期的な地下水調査によって確認をしています。</p> <p>3 県では、引き続き、立入検査等により改善状況を確認するとともに、保有水の更なる水位の低下が認められない場合には、新たな方策を検討するよう、指導してまいります。</p>	副知事 滝川 伸輔
(再質問) 県は事業者からの報告や現地立入調査において、台風被害による影響をどのように把握したのか。	<p>事業者は、議員御指摘の改善計画に示すとおり、パトロールの強化等を行い、県に対しましては、台風による影響と事業者が講じた対策について報告がありました。それによりますと、第1期処分場の保有水の水位の上昇や、停電による排水処理施設の停止等が発生しましたが、停電復旧までの間、保有水は貯留槽で管理されており、漏洩はございませんでした。</p> <p>県が実施した立入検査においても、貯留槽が適正に管理され、漏洩がないことなどを確認しております。</p>	環境生活部長 富塙 昌子

令和元年9月定例県議会（本会議）における答弁要旨

(質問日：令和元年9月30日)

(代表・一般)

部（局・庁）・課（室）名

環境生活部 廃棄物指導課

質問者 千葉民 竹内 圭司 議員

質問要旨	答弁要旨	答弁者
5. 君津環境整備センター最終処分場について (2) 第2期処分場について は、当初13年間の埋立計画となっていたが、急ピッチで進められ、6年経過した現時点ですでに9割が埋め立てられている。大きく計画が変更しているが、計画変更はどのように行われたのか。	<p>1 廃棄物処理法では、最終処分場の埋立処分終了予定年月が変更となった場合は、届出が必要とされています。</p> <p>2 第2期処分場について、現在、埋立処分終了に関する計画変更は行われていませんが、進捗状況を踏まえ、事業者に今後の埋立計画を確認し、変更となる場合には、遅滞なく手続を行うよう指導してまいります。</p>	副知事 滝川 伸輔

令和元年9月定例県議会（本会議）における答弁要旨

(質問日：令和元年9月30日)

(代表・一般)

部（局・庁）・課（室）名

環境生活部 廃棄物指導課

質問者 千葉民 竹内 圭司 議員

質問要旨	答弁要旨	答弁者
<p>5. 君津環境整備センター最終処分場について (3) 第3期事業の工事の進捗状況はどうか。県が事業者に対し、地下水汚染防止対策にかかる対策工事の進捗や県の検査結果等について積極的に情報公開するよう指導すべきだがどうか。</p>	<p>1 第3期事業は、平成31年1月に着工し、ほぼ計画どおりに進捗していることを確認しています。</p> <p>2 今後、実施される工事において、地下水汚染防止対策が講じられることから、県としては、当該対策が適正に行われていることを、しっかりと検査してまいります。</p> <p>3 また、事業者に対し、工事の進捗や、県による検査の状況をホームページに掲載する等、県民の理解促進に努めるよう求めてまいります。</p>	副知事 滝川 伸輔
<p>(再質問) 第3期処分場許可後に、汚染水の対策や地下水の安全性について、君津市や市議会、地元住民にどのように説明をされているのか。</p>	<p>県では、施設の安全性に係る君津市からの意見に対し、排水基準の遵守や地下水汚染対策について、県が定期的な放流水の採水検査や立入検査等により確認するとともに、事業者に対し、必要な指導を行っていくことを回答しております。</p>	環境生活部長 富塚 昌子

令和元年9月定例県議会（本会議）における答弁要旨

(質問日：令和元年9月30日)

(代表)・一般)

部(局・庁)・課(室)名

環境生活部 廃棄物指導課

質問者 千葉民 竹内 圭司 議員

質問要旨	答弁要旨	答弁者
<p>5. 君津環境整備センター最終処分場について (4) 処分場埋立終了後において、御腹川や久留里の上総堀り井戸群における地下水汚染、地域住民の健康被害など命にかかるる不測の事態が生じた場合、県民の安全のため、県としても対応すべきではないのか。</p> <p>(要望) 処分場のある地域は水源地でもあり、二重三重の手立てが必要である。第1期処分場の（水位が）低下する見通しがない。埋め立てた廃棄物を掘り起こし、抜本的な対策を行わせるなど、県は厳しく事業者を指導すべきであり、時間を切って廃止するなど方向性や結論を出すべきである。 この事業に許可を出したのは千葉県である。一事業者の利益追求、地域住民、県民の命と健康、生活の県はどちらを優先すべきなのか。県の道義的な責任は永遠に問われる。</p>	<p>1 事業者は、法令により、処分場埋立終了後も、保有水などが生活環境に影響を及ぼさない状態となるまで、排水処理施設等の維持管理を適切に行わなければならないとされております。</p> <p>2 万一、保有水の漏洩などが起きた場合は、事業者の責任において、速やかな原因調査と対応策を講ずることとなります。</p> <p>3 県としては、施設の維持管理が適切に行われ、地下水汚染等による県民の健康被害が生じないよう、継続して監視・指導してまいります。</p>	副知事 滝川 伸輔